

瀬戸市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年11月29日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第42号

瀬戸市火災予防規則の一部を改正する規則

瀬戸市火災予防規則（平成4年瀬戸市規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
(標識等の様式等)						(標識等の様式等)					
第15条 条例第11条第1項第5号（条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、 <u>第11条の2第2項</u> 、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）並びに条例第23条第2項及び第4項に規定する標識、条例第31条の2第2項第1号（条例第33条第3項において準用する場合を含む。）及び条例第34条第2項第1号に規定する標識及び掲示板並びに条例第39条第4号（条例第42条において準用する場合を含む。）に規定する表示板及び満員札の様式並びに条例第17条第3号に規定する表示は、別表のとおりとする。						第15条 条例第11条第1項第5号（条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）並びに条例第23条第2項及び第4項に規定する標識、条例第31条の2第2項第1号（条例第33条第3項において準用する場合を含む。）及び条例第34条第2項第1号に規定する標識及び掲示板並びに条例第39条第4号（条例第42条において準用する場合を含む。）に規定する表示板及び満員札の様式並びに条例第17条第3号に規定する表示は、別表のとおりとする。					
別表（第15条関係）						別表（第15条関係）					
寸法及び色 表示方法		寸法		色		寸法及び色 表示方法		寸法		色	
		幅	長さ	地	文字			幅	長さ	地	文字
標識等の別		<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	標識等の別		<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

変電設備である旨を表示した標識	「変電設備」、「変電所」又は「変電室」と表示する。	15以上	30以上	白	黒	変電設備である旨を表示した標識	「変電設備」、「変電所」又は「変電室」と表示する。	15以上	30以上	白	黒
急速充電設備である旨を表示した標識	「急速充電設備」と表示する。	15以上	30以上	白	黒	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	(※注) <省略>					

第4号様式から第6号様式まで、第8号様式から第14号様式まで、第17号様式及び第19号様式中「瀬戸市消防長 殿」を「(宛先)瀬戸市消防長」に改める。

第15号様式、第16号様式及び第18号様式から第18号様式の3までの規定中「瀬戸市消防長 殿」を「(宛先)瀬戸市消防長」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式は、この規則による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。